

京都府がん対策推進協議会関係規定

○京都府がん対策推進条例（がん対策推進協議会関係抜粋）

（がん対策推進計画）

第16条 知事は、がん対策基本法第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画の策定又は変更に当たっては、京都府がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

（がん対策推進協議会）

第17条 前条の規定による知事の諮問のほか、がん対策に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内で組織する。
- 3 委員は、市町村、がん対策関係者、がん患者等、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○京都府がん対策推進条例施行規則（がん対策推進協議会関係抜粋）

（協議会の会長）

第9条 京都府がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第11条 協議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（協議会の庶務）

第12条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（会長への委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。